



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 7 月 16 日 (火 曜 日) 第 526 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1	頁
○歳入の収納の事務の委託…………… (税務課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (3件) ……………… (“) 2	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 (3件) ……………… (“) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更 (2件) ……………… (“) 3	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) ……………… (自然環境課) 4	

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) ……………… (自然環境課) 4	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (“) 4	
○保安林の指定解除…………… (“) 5	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 5	
○道路の区域の変更 (2件) ……………… (道路保全課) 5	

公 告

○地図及び簿冊の認証 (2件) ……………… (農村計画課) 6	
○落札者等の公告…………… 6	

人事委員会公告

○令和6年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施…………… 6	
---------------------------------------	--

警察本部公告

○令和6年度警察官B (男性) 採用共同試験、警察官B (女性) 採用試験及び警察官B (情報工学) 採用試験の実施…………… 6	
---	--

告 示

宮崎県告示第 387号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和5年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 388号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (令和6年政令第12号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第1項及び第 158条の2第1項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第2号に規定する事業税のうち	地銀ネットワークサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

個人が行う事業に対して課するもの、同項第4号に規定する不動産取得税及び同項第8号に規定する自動車税のうち種別割	ト 株式会社ポブラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン
---	---

宮崎県告示第 389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511910210	こすもすショートステイ	東諸県郡国富町大字竹田23番地1	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和6年6月1日	短期入所
4521910200	りんぐ	東諸県郡国富町大字竹田23番地1	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和6年6月1日	共同生活援助（日中サービス支援型）
4522050535	ハッピーフィールド都農ホーム	児湯郡都農町川北1184-6	株式会社ハッピーフィールド	京都府京都市北区上賀茂老町口町32	令和6年6月1日	共同生活援助（介護サービス包括型）
4510301064	訪問介護つなぐ本舗	延岡市三須町1143番地	つなぐ本舗株式会社	延岡市三須町1143番地	令和6年7月1日	居宅介護、重度訪問介護
4510301056	地域生活支援事業所たいう	延岡市大貫町6丁目1887番2	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田字川平丑1369番地35	令和6年7月1日	短期入所
4510800297	ドミール・トク	西都市大字調殿346番地1	株式会社池商	西都市大字童子丸181番地1	令和6年7月1日	短期入所
4520300742	地域生活支援事業所たいう	延岡市大貫町6丁目1887番2	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田字川平丑1369番地35	令和6年7月1日	共同生活援助（日中サービス支援型）

宮崎県告示第 390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200050	企業組合居宅サービスなごみ	都城市早鈴町3214	企業組合居宅サービスなごみ	都城市早鈴町3214	令和6年2月29日	居宅介護、重度訪問介護
4510200696	訪問介護 島津乃荘	都城市志比田町10871番地	社会福祉法人敬和福祉会	都城市吉尾町2200番地1	令和6年3月31日	居宅介護、重度訪問介護
4521900011	エデンホーム三名	東諸県郡国富町大字三名2621番地8	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和6年5月31日	共同生活援助（介護サービス包括型）
4521910176	エデンホーム森永	東諸県郡国富町大字竹田228番地7	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和6年5月31日	共同生活援助（介護サービス包括型）
4511910186	ほのかショートステイ	東諸県郡国富町大字竹田228番地7	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和6年5月31日	短期入所
4510600044	永寿園ホームヘルプサービスセンター	日向市大字富高字岩崎546番地1	社会福祉法人ひまわり会	日向市大字富高字岩崎546番地1	令和6年6月30日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
とうごう薬局	日向市	薬局	令和6年6月1日

訪問看護ステーションひまわり	門川町	訪問看護	令和6年 6月1日
----------------	-----	------	--------------

宮崎県告示第 392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
蓮薬局佐土原店	宮崎市	薬局	令和6年 7月1日
さとかん薬局平原店	延岡市	薬局	令和6年 7月1日
訪問看護ステーションあいの環	延岡市	訪問看護	令和6年 7月1日
訪問看護ステーション心奏	宮崎市	訪問看護	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
パンダ調剤薬局	国富町	薬局	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
とうごう薬局	日向市	薬局	令和6年 6月1日
訪問看護ステーションひまわり	門川町	訪問看護	令和6年 6月1日
訪問看護ステーション I RODORI	三股町	訪問看護	令和6年 6月1日

宮崎県告示第 395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
都城市郡医師会病院	都城市	腎臓（更生医療）	令和6年 7月1日
さとかん薬局平原店	延岡市	薬局	令和6年 7月1日
訪問看護ステーションあいの環	延岡市	訪問看護	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
パンダ調剤薬局	国富町	薬局	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人如月会訪問看護ステーションこころ	宮崎市	宮崎市宮田町8番7号赤レンガ館4階	宮崎市宮田町10番13号ケアステーション如月2階	令和6年 4月2日
キラリチャーム	宮崎市	宮崎市大塚町窪田3362-5プリンセスハイツ1A	宮崎市橘通東三丁目7番12号ホワイットビルF号	令和6年 4月2日

宮崎県告示第 398号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
コンパス訪問	宮崎市	宮崎市花ヶ	宮崎市南花	令和6年

看護宮崎		島町 331-1 第 5 常盤ビル 105号	ヶ島町 331-1 第 5 常盤ビル 105号	5月30日
------	--	------------------------	-------------------------	-------

宮崎県告示第 399号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、

又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 400号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 401号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに高鍋町、新富町、川南町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町の長を経由して、当該市町の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
- (4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第402号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口56-95-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第403号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字上椎葉山1050-6から1050-8まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	西都市大字三納字赤目川原3185番1地先から同市同大字同字3184番1地先まで	旧	9.9～11.8	8.4
				新	10.7～16.2	8.4

宮崎県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字北高鍋字下畑田218番1地先から同郡同町同大字同字中畑田128番5地先まで	旧	11.6～16.1	503.9
				新	12.3～18.3	503.9

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
令和3年10月1日から令和6年2月21日まで
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字上方の一部及び大字毛吉田の一部
- 4 認証年月日
令和6年7月4日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
令和4年6月1日から令和6年3月6日まで
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字末永の一部
- 4 認証年月日
令和6年7月4日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,505台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
345,754,200円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年5月27日

人事委員会公告

令和6年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第

1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年7月16日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第2号

令和6年度警察官B（男性）採用共同試験、警察官B（女性）採用試験及び警察官B（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年7月16日

宮崎県警察本部長 平 居 秀 一